

議第13号議案

横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月27日提出

市会運営委員会
委員長 梶 村 充

横浜市条例（番号）

横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条（見出しを含む。）並びに第3条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲等）

第4条 会派又は議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

2 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。

3 会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。

第5条、第6条第1項、第2項及び第4項並びに第8条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条第1項）

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費 |
| 研修費 | 研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費 |

| | |
|----------|--|
| 広報費 | 会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費 |
| 広聴費 | 会派若しくは議員の活動若しくは市政に対する市民からの要望、意見等の聴取又は市民相談に要する会場借上費、機材借上費、交通費その他の経費 |
| 要請・陳情活動費 | 国等に対する要請又は陳情活動に要する交通費、宿泊費その他の経費 |
| 会議費 | 意見交換会その他の会議、会合等の開催又はこれらへの参加に要する会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費 |
| 資料作成費 | 会派又は議員の活動に必要な資料の作成に要する印刷製本費、翻訳料、原稿料その他の経費 |
| 資料購入費 | 会派又は議員の活動に必要な資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費 |
| 人件費 | 会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金、給与、手当、社会保険料その他の経費 |
| 事務所費 | 会派又は議員の活動に要する事務所（附帯施設を含む。）の賃借料、管理費、光熱水費その他の経費 |
| 事務費 | 会派又は議員の活動に要する通信運搬費、消耗品購入費及び備品購入費（リース料を含む。） |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の横浜市会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により政務調査費について会派

に対する交付を選択している会派は、この条例による改正後の横浜市会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定により政務活動費について会派に対する交付を選択した会派とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により置かれている会派の代表者及び政務調査費に関する経理責任者は、新条例第5条の規定により置かれた会派の代表者及び政務活動費に関する経理責任者とみなす。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市会政務調査費の交付に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

横浜市会政務活動費の交付に関する条例
横浜市会政務調査費の交付に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 100 条第 1 4 項
から第 1 6 項までの規定に基づき、横浜市会議員の調査研究その他の活動に資
及び第 1 5 項
するため必要な経費の一部として、横浜市会における会派又は議員に対し政務
活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
調査費

（政務活動費
政務調査費の交付対象）

第 2 条 政務活動費は、議長のとめるところにより、議長へ届出のあった会派（
政務調査費
その所属議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。）については会派ごとの選択に
より会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に
対し、それぞれ交付する。

（政務活動費
政務調査費の額及び交付の方法）

第 3 条 政務活動費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派（以
政務調査費
下「交付会派」という。）に対しては、月額 550,000 円に当該会派の所属議員数
を乗じて得た額を、同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属
議員及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対しては、月
額 550,000 円を毎月交付する。

2 政務活動費は、毎月 1 日（以下「基準日」という。）に交付会派である会派
政務調査費
及び交付議員である議員に交付するものとし、前項の所属議員数は、基準日に
おける会派の所属議員数によるものとする。

3 基準日以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、
議員の会派への入会若しくは所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合
には、これらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、こ
政務調査費

これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派を結成し、若しくは会派が解散した場合又は会派において交付対象を変更した場合も、また同様とする。

(第4項省略)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)
(政務調査費の使途)

第4条 会派又は議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表の
会派及び議員は、政務調査費を議長の定める使途基準に従って適正に使
とおりとす。
用しなければならない。

2 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要
する経費に充てることができない。

3 会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 交付会派には、代表者及び政務活動費
政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費
政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費
政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費
政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(第3項省略)

4 政務活動費
政務調査費の交付を受けた議員が交付議員でなくなった場合の収支報告書等の提出は、前項の規定の例による。ただし、交付議員でなくなった事由が死亡による場合にあっては、その相続人その他の一般承継人が収支報告書等を提出

するものとする。

(第5項省略)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、政務調査費市長が定める。

別表(第4条第1項)

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 調査研究費 | 市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費 |
| 研修費 | 研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費 |
| 広報費 | 会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費 |
| 広聴費 | 会派若しくは議員の活動若しくは市政に対する市民からの要望、意見等の聴取又は市民相談に要する会場借上費、機材借上費、交通費その他の経費 |
| 要請・陳情活動費 | 国等に対する要請又は陳情活動に要する交通費、宿泊費その他の経費 |
| 会議費 | 意見交換会その他の会議、会合等の開催又はこれらへの参加に要する会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費 |
| 資料作成費 | 会派又は議員の活動に必要な資料の作成に要する印刷製本費、翻訳料、原稿料その他の経費 |
| 資料購入費 | 会派又は議員の活動に必要な資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費 |

| | |
|------|---|
| 人件費 | 会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金、給与、手当、社会保険料その他の経費 |
| 事務所費 | 会派又は議員の活動に要する事務所（附帯施設を含む。）の賃借料、管理費、光熱水費その他の経費 |
| 事務費 | 会派又は議員の活動に要する通信運搬費、消耗品購入費及び備品購入費（リース料を含む。） |

議第13号議案 横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の
取り扱い（案）

| 項目 | | 調整内容 |
|----|--------|---|
| 1 | 議案発送 | 2月27日（水）の本会議席上配付 |
| 2 | 上程日 | 2月27日（水）の本会議 |
| 3 | 提案理由説明 | 省略 |
| 4 | 討 論 | 通告に応じ実施 |
| 5 | 委員会付託 | 横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決 |

（参考）

横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。